

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程

一部改正 新旧対照表

改 正	現 行
<p>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程</p> <p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号 <u>一部改正 令和 7 年 3 月 24 日付け 6 年度発中畜第 6501 号</u></p> <p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 25 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 6 の 1 に掲げる事業ごと <u>及び同第 6 の 3 に掲げる事業</u>の補助金交付申請等に係る様式、<u>交付等要綱第 6 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分</u>の取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（3）の <u>アの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等</u>について定めるものとする。</p> <p>第 2 実施手続きに関する様式 交付等要綱第 6 の 1 に掲げる事業ごと <u>及び同第 6 の 3 に掲げる事業</u>の補助金交付申請等に係る様式は、次のとおり別記 1 から 7 に定めるものとする。</p> <p>別記 1 施設整備事業 別記 2－1 機械導入事業 別記 2－2 機械導入事業（公募選定団体） 別記 3 調査・実証・推進事業 <u>（実証支援事業）</u> <u>（削る。）</u> <u>（削る。）</u> 別記 <u>4</u> 生産基盤拡大加速化事業・肉用牛 別記 <u>5</u> 生産基盤拡大加速化事業・乳用牛 別記 <u>6</u> 優良繁殖雌牛更新加速化事業 <u>別記 7 ICT 化等機械装置等導入事業</u></p>	<p>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程</p> <p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号 最終改正 令和 6 年 3 月 27 日付け 5 年度発中畜第 6856 号</p> <p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 25 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 6 の 1 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式 <u>及び</u>交付等要綱第 6 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分の取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（3）の <u>アの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等</u>について定めるものとする。</p> <p>第 2 実施手続きに関する様式 交付等要綱第 6 の 1 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式は、次のとおり別記 1 から 7 に定めるものとする。</p> <p>別記 1 施設整備事業 別記 2－1 機械導入事業 別記 2－2 機械導入事業（公募選定団体） 別記 3 調査・実証・推進事業 <u>別記 4－1 畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業）</u> <u>別記 4－2 畜産経営基盤継承支援事業（推進事業）</u> 別記 <u>5</u> 生産基盤拡大加速化事業・肉用牛 別記 <u>6</u> 生産基盤拡大加速化事業・乳用牛 別記 <u>7</u> 優良繁殖雌牛更新加速化事業 （新設）</p>

第3 (略)

第4 財産処分についての取扱い

業務方法書第20条の5に定める財産処分手続のうち、実施要領別紙2の第1の1の事業により取得した財産の処分については、別記2-1 別添2の規定に基づき、実施要領別紙8の第1の2の事業により取得した財産の処分については、別記7 別添の規定に基づき、適正に行うこととする。

第5 (略)

附則

- 1 この規程の改正は、令和7年3月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

第3 (略)

第4 財産処分についての取扱い

業務方法書第20条の5に定める財産処分手続のうち、実施要領別紙2の第1の1の事業により取得した財産の処分については、別記2-1 別添2の規定に基づき、適正に行うこととする。

第5 (略)

(新設)

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

別記1 様式第1号～第15号（略）

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

別記1 様式第1号～第15号（略）

別記2-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→畜産クラスター協議会）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。
なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。
また、機械装置販売店との売買契約の締結及び補助対象機械装置の正式な発注は、本通知から原則として1ヶ月以内に行うこと。

記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
 - (2) 取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (3) 取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (4) 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならないこと。

別記2-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→畜産クラスター協議会）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。
なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。
また、機械装置販売店との売買契約の締結及び補助対象機械装置の正式な発注は、本通知から原則として1ヶ月以内に行うこと。

記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
 - (2) 取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (3) 取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (4) 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならないこと。

添付資料

添付資料
別紙 ○○年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書
別紙

別紙 ○○年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書
別紙

別紙別紙2の一別紙

○○年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書（表1）

No.	機台 種別	機台 型式	機台 台数	機台 単価	機台 総額	機台 導入 時期	機台 導入 場所	機台導入の目的		機台導入 の 効果	機台導入の期待効果			機台導入 の 効果	機台導入の期待効果		機台 導入 時期	機台 導入 場所	機台 導入 数量	機台 導入 単価	機台 導入 総額	機台 導入 効果	
								機台 導入 数量	機台 導入 単価		機台 導入 総額	機台 導入 数量	機台 導入 単価		機台 導入 総額	機台 導入 数量							機台 導入 単価
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							

注1 希望導入機台
注2 希望導入機台の台数
注3 希望導入機台の単価
注4 希望導入機台の総額
注5 希望導入機台の導入時期
注6 希望導入機台の導入場所
注7 希望導入機台の導入数量
注8 希望導入機台の導入単価
注9 希望導入機台の導入総額
注10 希望導入機台の導入効果

別紙様式第2号-別紙

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)

No.	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)	機械導入事業の経費		機械導入事業の経費		機械導入事業の経費		機械導入事業の経費		機械導入事業の経費	機械導入事業の経費	機械導入事業の経費	機械導入事業の経費	機械導入事業の経費	機械導入事業の経費		
								経費	経費	経費	経費	経費	経費	経費	経費							経費	経費
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
合計																							

※1 事業開始年度記入。
 ※2 材料機械等を利用し、機械導入事業を実施する場合は記入。
 ※3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 (注) 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※4 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※7 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※8 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※9 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※10 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※11 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※12 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※13 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※14 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※15 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※16 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※17 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※18 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※19 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※20 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※21 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。
 ※22 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書(第1)に記載。

財産管理台帳

(取組主体名:)

畜産クラスター協議会名:		事業実施年度		令和 年度		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)						
事業の内容				導入 年月日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		概要
機械装置名	メーカー名	型式番号	数量		事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						補助金	その他					
					円	円	円					
計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、中古品の場合は「中古品」と記載するとともに、譲渡先、交換先、貸し付け先及び
 抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産
 管理台帳に代えることができる。

財産管理台帳

(取組主体名:)

畜産クラスター協議会名:				事業実施年度	令和 年度	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）							
事業の内容				導入 年月日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況			摘要
機械装置名	メーカー名	型式番号	数量		事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
				円		補助金 円	その他 円						
計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
- 3 摘要欄には、中古品の場合は「中古品」と記載するとともに、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の(4)関係）

(畜産クラスター協議会→取組主体) (略)

(中央畜産会→都道府県窓口団体) (略)

(中央畜産会→都道府県知事) (略)

(中央畜産会→畜産クラスター協議会) (略)

(中央畜産会→取組主体等) (略)

(中央畜産会→都道府県窓口団体) (略)

(中央畜産会→都道府県知事) (略)

別記2-1様式第1-1号（実施要領別紙2の第6の1関係）

(畜産クラスター協議会→中央畜産会) (略)

(取組主体→畜産クラスター協議会) (略)

別記2-1様式第1-2号（実施要領別紙2の第6の1関係）

(取組主体等→中央畜産会) (略)

別記2-1様式第2-1号 (略)

別記2-1様式第2-2号 (略)

別記2-1様式第3号（業務方法書第9条関係）

(リース事業者→中央畜産会) (略)

別記2-1様式第4号（業務方法書第9条第6項関係） (略)

別記2-1 別添1 (略)

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）

(中央畜産会→畜産クラスター協議会) (略)

(中央畜産会→窓口団体) (略)

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の(4)関係）

<p>(畜産クラスター協議会→取組主体) (略)</p> <p>(中央畜産会→都道府県窓口団体) (略)</p> <p>(中央畜産会→都道府県知事) (略)</p> <p>(中央畜産会→畜産クラスター協議会) (略)</p> <p>(中央畜産会→取組主体等) (略)</p> <p>(中央畜産会→都道府県窓口団体) (略)</p> <p>(中央畜産会→都道府県知事) (略)</p> <p>別記2-1様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係) (畜産クラスター協議会→中央畜産会) (略)</p> <p>(取組主体→畜産クラスター協議会) (略)</p> <p>別記2-1様式第1-2号(実施要領別紙2の第6の1関係) (取組主体等→中央畜産会) (略)</p> <p>別記2-1様式第2-1号 (略)</p> <p>別記2-1様式第2-2号 (略)</p> <p>別記2-1様式第3号(業務方法書第9条関係) (リース事業者→中央畜産会) (略)</p> <p>別記2-1様式第4号(業務方法書第9条第6項関係) (略)</p> <p>別記2-1 別添1 (略)</p> <p>別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書(機械導入事業購入方式) (中央畜産会→畜産クラスター協議会) (略)</p> <p>(中央畜産会→窓口団体) (略)</p>	<p>別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書(機械導入事業リース方式) (中央畜産会→リース事業者) (略)</p> <p>別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業購入方式) (中央畜産会→畜産クラスター協議会) (公募選定団体経由) (略)</p> <p>別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業リース方式) (中央畜産会→リース事業者) (略)</p> <p>別記2-1 別添1参考様式 補助金支払日通知書(公募選定団体) (中央畜産会→公募選定団体) (略)</p> <p>別記2-1 別添2 (略)</p> <p>別紙様式第1号 (略)</p> <p>別紙様式第2号 (略)</p> <p>記2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))</p> <p>別記2-2様式第1号～第8号 (略)</p>
---	--

別記 2-1 別添 1 参考様式 補助金支払通知書 (機械導入事業リース方式)
(中央畜産会→リース事業者) (略)

別記 2-1 別添 1 参考様式 補助金支払通知書 (公募選定団体) (機械導入事業購入方式)
(中央畜産会→畜産クラスター協議会)
(公募選定団体経由) (略)

別記 2-1 別添 1 参考様式 補助金支払通知書 (公募選定団体) (機械導入事業リース方式)
(中央畜産会→リース事業者) (略)

別記 2-1 別添 1 参考様式 補助金支払日通知書 (公募選定団体)
(中央畜産会→公募選定団体) (略)

別記 2-1 別添 2 (略)

別紙様式第 1 号 (略)

別紙様式第 2 号 (略)

別記 2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業 (公募選定団体))

別記 2-2 様式第 1 号～第 8 号 (略)

別記 3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (実証支援事業)

別記 3 様式第 1 号～第 8 号 (略)

別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）

別記3様式第1号～第8号（略）

別記4-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））

別記4-1様式第1号～第15号（略）

別記4-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））

別記4-1様式第1号～第8号（略）

別記5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）

別記5様式第1号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙5の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

(削る。)

(削る。)

別記4 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）

別記4様式第1号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業(肉用牛)) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業(肉用牛)) 実施計画書

(注) 実施要領別紙4の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記4様式第2号 (略)

別記5様式第2号 (略)

別記5様式第3号 (略)

別記5様式第4号 (略)

別記5様式第5号 (略)

別記5様式第6号 (略)

別記5様式第7号 (略)

別記4様式第3号 (略)

別記4様式第4号 (略)

別記4様式第5号 (略)

別記4様式第6号 (略)

別記4様式第7号 (略)

別記6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・乳用牛）

別記6様式第1号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙6の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・乳用牛）

別記5様式第1号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業(乳用牛)) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化事業(乳用牛)) 実施計画書

(注) 実施要領別紙5の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記5様式第2号 (略)

別記6様式第2号 (略)

別記6様式第3号 (略)

別記6様式第4号 (略)

別記6様式第5号 (略)

別記6様式第6号 (略)

別記6様式第7号 (略)

別記5様式第3号 (略)

別記5様式第4号 (略)

別記5様式第5号 (略)

別記5様式第6号 (略)

別記5様式第7号 (略)

別記7 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）

別記7様式第1号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）実施計画書

（注）実施要領別紙7の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）

別記6様式第1号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(優良繁殖雌牛更新加速化事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(優良繁殖雌牛更新加速化事業) 実施計画書

(注) 実施要領別紙6の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記6様式第2号 (略)

別記7様式第2号 (略)

別記7様式第3号 (略)

別記7様式第4号 (略)

別記7様式第5号 (略)

別記7様式第6号 (略)

別記7様式第7号 (略)

別記6様式第3号 (略)

別記6様式第4号 (略)

別記6様式第5号 (略)

別記6様式第6号 (略)

別記6様式第7号 (略)

(新設)

別記7 ICT化等機械装置等導入事業

別記7 別添

ICT化等機械装置等導入事業における「機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備事業」により取得した財産の処分の取扱い

1 取得した財産の取扱いに対する考え方

(1) 機械装置の導入をリース方式により実施した場合

「畜産・酪農収益力強化総合対策事業のうち ICT 化等機械装置等導入事業においてリース方式で導入した機械装置の取扱いについて（令和6年4月1日付け農林水産省畜産局畜産振興課家畜改良推進班事務連絡）」に基づき次のとおり取り扱うものとする。

なお、下記の①、②の考え方に即していない事案については、別記様式第1号 財産処分承認申請書の提出に必要な書類を準備し、対応について相談すること。

① 当該事業においてリース方式で導入した機械装置は、間接補助事業者の財産とはならないため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条（財産の処分の制限）に基づく農林水産大臣の承認には該当しない。

② 当該事業においてリース方式で導入した機械装置の補助金の返納額の算定は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知、以下「財産処分等の承認基準に係る経理課長通知」という。）に準じて行うこととする。

なお、機械装置の導入と一体的に施設整備をリース方式で導入した場合は、この事務連絡に準じて取り扱うこととする。

(2) 機械装置の導入又は施設整備を購入方式により実施した場合

購入方式で導入した機械装置又は整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条（財産の処分の制限）の対象財産であり、その返納額の算定は、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知に基づいて行うこととするものとする。

2 事業を中止しようとする場合の財産処分に係る承認申請等

(1) 労働負担軽減経営体が、処分制限期間内に事業を中止し、財産処分をしようとするときは、応援会議は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 会長は、前項の承認をするときは、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(3) 応援会議は、この中止承認に基づき、リース契約の解除、及び機械装置の処分を行うこととする。

(4) 会長からの承認通知を受けた応援会議は、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知別表 1 の「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」(目的外使用)の「国庫納付額」の欄により返納額を算出(残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。)し、「事業中止結果報告書(別紙様式第1号-2)」を会長に報告するものとする。

(5) 会長は、前項の報告書について内容を確認し、畜産局長に報告するものとする。

3 災害被害財産等に係る承認申請等

(1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきは、災害報告書(別紙様式第2号)により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

(2) 会長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、畜産局長に報告を行い、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

※ 本事業では、経理課長通知別表1を使用することとし、本手続きでは特に掲載しない

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

(応援会議)

団体名

代表者の役職及び氏名

(労働負担軽減経営体)

所在地

氏名又は法人名称

(法人の場合、代表者名)

〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業により取得した財産について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業別紙8の第11(補助金の返納)の(2)、及び整備等特別対策事業公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い2の(1)の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由(事業の中止に至る具体的な原因・理由を記載して下さい。)

(2) 今後の利用方法(処分区分)

((注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

2 処分の対象財産

(1) 労働負担軽減経営体名

(2) 導入方式:(リース方式、購入方式から該当するものを記載)

(3) 財産の名称、所在、型式、数量

<u>補助対象機械装置名</u>	<u>所 在</u>	<u>形 式</u>	<u>数 量</u>

(購入方式の場合は別添8-別紙1、リース方式の場合は別添9-別紙1の「1の補助対象機械装置の概要」に記載している申請内容に応じて記載して下さい。)

(4) 機械価格、補助金額

(5) 借受日（購入の場合、導入又は納品）年月日

(6) 耐用年数（処分制限期間）：○年

(7) 経過年数：○年○ヶ月

(8) 現状の写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(1) 事業完了報告書（別添 16）（添付資料も付けて下さい）

(2) 実施状況報告書（別添 10）（添付資料も付けて下さい）

別紙様式第1号-2 (事業中止結果の報告様式例)

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

(応援会議)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業の中止に伴う結果について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇年度発中畜第〇〇〇〇号をもって〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業に係る事業の中止について、補助対象機械装置の処分方法及び補助金相当額を下記のとおり報告します。

記

1 補所金返還の理由

(記入例：労働負担軽減経営体の事業中止に伴う補助金相当額を返還する。)

2 労働負担軽減経営体名 〇〇 〇〇

3 補助対象機械装置

(1) 処分した機械装置の内容

- ① 補助対象機械装置名：
- ② 型式：
- ③ 数量：

(2) 処分方法

(4) 返還補助金相当額 別紙のとおり

(別紙として、「返還に係る国庫補助金相当額の計算」を添付)

災 害 報 告 書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(畜産ICT応援会議名)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度ICT化等機械装置等導入事業により取得した間接補助対象機械装置が、災害等により被災し、間接補助目的に従った使用の継続が困難となったので、下記のとおり報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）により付された条件に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災機械装置等の概要

(1) 労働負担軽減経営体名

(2) 間接補助事業名及び実施年度

(3) 導入方式：(リース方式、購入方式から該当するものを記載)

(4) 財産の名称、所在、型式、数量

補助対象機械装置名	所在	型式	数量

(購入方式の場合は別添8ー別紙1、リース方式の場合は別添9ー別紙1の「1の補助対象機械装置の概要」に記載している申請内容に応じて記載して下さい。)

(5) 機械価格、補助金額

2 災害の概要

(1) 被災の原因

年 月 日 (〇〇による被災)

(〇〇消防署等調べ 〇〇時〇〇分) 及び地方紙掲載情報

(2) 被災の程度

機械装置等の破損 (機械装置の〇〇が〇〇)、被害見積価格

機械装置施設等の復旧が不可能と判断した理由 (メーカーの修理不能証明書) 等

(3) 被災機械装置の収支等

機械装置等の取壊し（処分等を行うため取外しのための人件費）等の概算経費
処分に係る売却等収益の見込額

3 その他

(1) 罹災証明書（写し）

(2) 被災状況の写真

(3) 事業完了報告書

(4) 2の根拠書類